

令和5年度 恵庭市学童クラブ自己チェックシート

学童クラブ名： 島松学童クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各学童クラブ単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について、育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙の自己チェックリストにある「評価の着眼点」を参考にします。あわせて、運営指針解説書(厚生労働省作成)も参考になります。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、この自己チェックシートに記載します。  
 「○:できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」、「△:一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」、「×:できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階で評価してください。  
 評価の対象に当てはまらない場合は、「-:該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を入力してください。
- ⑤また、そうした結果のみならず、そうした結論に至った理由等をコメント欄に記載してください。  
 職員間で評価結果や気づき等を共有する際に役立ちます。  
**※チェック項目のうち黄色のセルについては、学童クラブの運営主体である学校法人等の責任者(学童クラブ担当者)が回答し、各学童クラブへフィードバックしてください。**

I 運営指針第1章、第2章、第7章に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	理解している。
	2. 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の役割		○学童クラブの役割を理解している。	○	理解し、適切な遊びと安心できる生活の場を提供して子育てを支援している。
	3. 学童クラブにおける育成支援の基本	(1)学童クラブにおける育成支援	○学童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	子どもと保護者に寄り添い、地域の中で安心して過ごせるよう配慮している。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	保護者とは、アプリや電話、お迎え時の会話で密に連絡を取れるようにしている。学校とは、学童担当やクラス担任と電話や訪問により連絡を取り合っている。
		(3)学童クラブ支援員等の役割	○学童クラブ支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	支援員と補助員とで協力し、日々の支援に当たっている。
(4)学童クラブの社会的責任		○学童クラブの社会的責任を理解している。	○	社会的必要性を理解し、責任感を持って子ども一人一人の人格を尊重した支援を心掛け、プライバシーの保護に留意して支援に当たっている。	
第7章 職員の資質向上	1. 学童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、学童クラブ支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	社会的信用を得られるよう言動に留意し、心を込めて対応している。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○学童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての学童クラブ支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	月に一度、支援員代表のミーティングを行い、共通認識を持つ機会にしている。
	2. 要望及び苦情への対応		○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	保護者の話しを丁寧に聞き、他の支援員やマネージャー、時には学校に報告、共有し対応している。
	3. 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○学童クラブ支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	月に一度、第1第2の合同ミーティングをおこなっている。常に情報を共有し合い、同じ認識を持って支援に当たっている。
		(2)研修等	○学童クラブの運営主体は、学童クラブ支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	全ての支援員と補助員が研修に1回以上参加できるよう、シフト等に配慮している。
		(3)運営内容の評価と改善	○学童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	保護者の意見を取り入れるように努力はしているが、運営費、支援員の人数の関係で無理なこともある。
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○学童クラブ支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	年齢的な発達と共に一人一人の特性等を理解しながら、それぞれに合わせた対応ができるよう心掛けている。

II 運営指針第3章、第5章に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第3章 学童クラブにおける育成支援の内容	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	理解している。	
		(2) 育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	多様な子どもたちが安全に安心して自主的な遊びができるよう支援している。	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	事前の面談で配慮すべき事項を聞き、支援員で共通認識を持ち受け入れている。	
		(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	子どものその時々状態を受け入れ、保護者と様子を共有しながら支援している。	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	研修等により理解している。必要に応じて関係機関と連携できるよう、支援員はマネージャーに報告している。	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	上記と同様に連携できる体制を作っている。	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	十分に留意している。	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	アプリや電話での出欠等の確認。お迎え時には、必ず保護者に声を掛け、情報共有を心掛けている。	
		(2) 保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	適切に対応できるよう努めている。	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	保護者会と連携して計画、準備をした行事をおこなった。(第1第2合同の緑日)	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	月目標を掲げ、支援計画や行事計画を作成し、日々の活動内容の記録をしている。	
		(2) 運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	活動に関する事務処理等を支援員が順に役割を担って実施している。	
	第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	ほぼ月に1度、学校体育館を利用させていただき、鬼ごっこ等をして思いきり活動できる機会を設けている。
			(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	×	予め取り決めはしていないが、それぞれの規定により秘密保持で取り扱っていると思う。
2. 保育園、幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育園・幼稚園等との連携を図っている。	△	運営法人の卒園児に対する情報共有はしている。同じ地区の保育園に、障害を持っている子に関して情報を得るために以前訪問した。その他の連携はしていない。		
3. 地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域のお祭りに提灯作りで参加。地域のゴミ拾いボランティアの実施。子ども政策課を通して、児相との連携を図っている。学童前の街路に植え込みされた花の世話を子どもたちが行っている。		
4. 学校、公共施設(地区会館等)を活用して実施する学童クラブ		(1) 学校施設を活用して実施する学童クラブ	○学校施設を活用して学童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	-		
	(2) 地区会館等を活用して実施する学童クラブ	○地区会館等を活用して学童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	-			

III 運営指針第6章2に対応する項目

大区分	中区分	小区分	結果	コメント
第6章 施設及び設備、 衛生管理及び 安全対策	2. 衛生管理 及び安全対策	(1) 衛生管理	○	子ども政策課の指導により、消毒や換気等を徹底して継続している。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○	日頃より戸外活動や室内での運動遊び等、安全に行われるように約束を決めている。
		(3) 防災及び防犯対策	○	年に1度、火災訓練と防犯訓練を安全管理マニュアルをもとに実施している。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	連絡なく子どもが登会していない場合は、学校・保護者に連絡を取り、安全を確認している。

IV 運営指針第4章、第6章1に対応する項目

大区分	中区分	小区分	結果	コメント
第6章 施設及び設備、 衛生管理及び 安全対策	1. 施設及び 設備	(1) 施設	△	専用区画の面積は有しているが、静養や更衣するためのスペースがない。
		(2) 設備、備品等	△	生活や遊びに必要な備品や遊具等を備えているが、十分に体をうごかせる設備や空間がない。
第4章 学童クラブの運 営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○	子どもの登会人数に合わせて2~4人の支援員と補助員で対応している。
		(2) 育成支援の実施	○	登会人数が40人以上の時は、高学年のスペースを(カバンを置く部屋に)確保して対応している。
		(3) 学童クラブ支援員の雇用形態	○	学童クラブ支援員を長期的に安定した形態で雇用している。
		(4) 勤務時間	○	学童クラブ支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。
	2. 子ども集団の規模(支援の単位)	△	適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	
	3. 開所時間及び開所日	○	開所時間及び開所日を適切に設定している。	
	4. 利用開始等に関わる留意事項	○	入会説明会を開催し、途中入会の場合も必要な書類を渡して説明し、スムーズに利用ができるようにしている。	
	5. 運営主体	(1) 運営主体の要件	○	安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、学童クラブを運営している。
		(2) 運営上の留意事項	○	学童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。
	6. 労働環境整備	○	学童クラブの運営主体は、学童クラブ支援員等の労働環境を適切に整備している。	
	7. 適正な会計管理及び 情報公開	(1) 会計管理	○	市からの委託費や補助金について、適切に管理している。
		(2) 情報公開	○	運営主体である学校法人の評議員会において運営状況等を報告をしている。